

誓 約 書

私は、 年 月 日 (場所)

において との間に生じた交通事故による傷病について、

同人が貴組合から地方公務員等共済組合法に基づく医療費その他の給付を受けた場合には、同法第50条の規定により貴組合の給付した分については、貴組合の指示に従い賠償金を支払うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

〒 -

住 所

(加害者)

印

氏 名

(自署の場合省略可)

公立学校共済組合徳島支部長 殿

(損害賠償の請求権)

第50条 組合は、給付事由（第72条又は第73条の規定による給付に係るものを除く。）が第三者の行為によって生じた場合には、当該給付事由に対して行った給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付しないことができる。

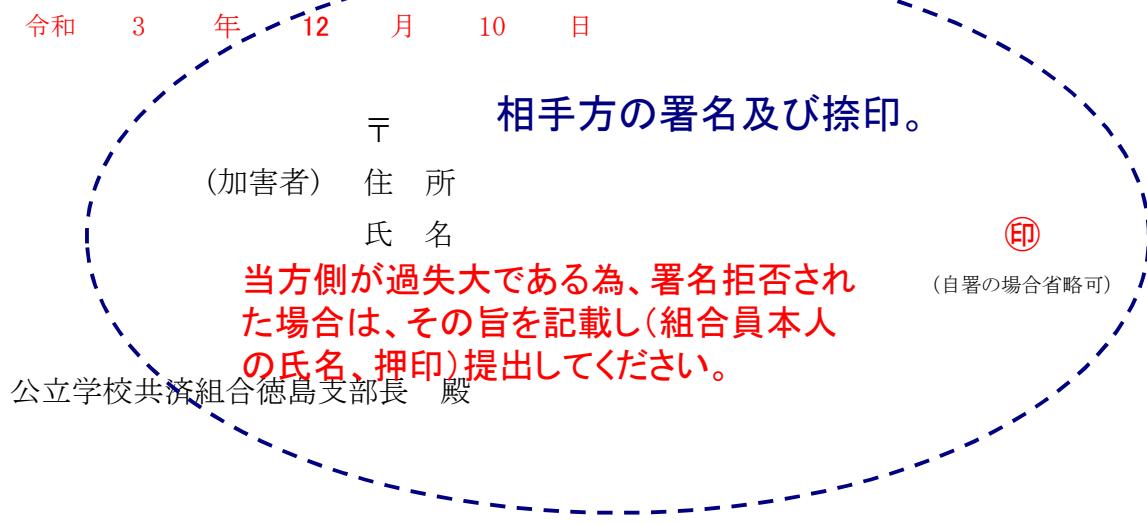
(注) 1 交通事故証明書（写）を添付してください。

2 誓約書は加害者が記入し、押印してください。

2021.11更新

誓 約 書

私は 令和 3 年 11 月 30 日 (場所) 徳島県徳島市万代町1丁目1番地において 公立太郎との間に生じた交通事故による傷病について、同人が貴組合から地方公務員等共済組合法に基づく医療費その他の給付を受けた場合には、同法第50条の規定により貴組合の給付した分については、貴組合の指示に従い賠償金を支払うことを誓約いたします。



(損害賠償の請求権)

第50条 組合は、給付事由（第72条又は第73条の規定による給付に係るもの）が第三者の行為によって生じた場合には、当該給付事由に対して行った給付の価額の限度で、給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が当該組合員の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、組合は、その価額の限度で、給付しないことができる。

(注) 1 交通事故証明書（写）を添付してください。

2 誓約書は加害者が記入し、押印してください。

2021.11更新